

第75回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時予定)

場所

帝国ホテル大阪 3階 孔雀の間
大阪市北区天満橋一丁目8番50号

- 株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して従来どおり一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役7名選任の件	5
第3号議案 監査役2名選任の件	11
第4号議案 監査役の報酬額改定の件	16
事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

議決権行使期限

2023年6月21日(水曜日)午後5時まで

小野薬品ミッションステートメント

私たちは企業理念である「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」を具現化するための指針として、小野薬品で働く全世界の社員ひとり一人が進むべき方向性や行動のあり方を示す「めざす姿」「行動原則」を策定しています。

企業理念 ~Philosophy~

病気と苦痛に対する
人間の闘いのために

Dedicated to the Fight against Disease and Pain

めざす姿 ~Vision~

熱き挑戦者たちであれ

行動原則 ~Value~

- 小野は、世界を変えるチームとなる
- 小野は、壁にぶつかった時ほど奮い立つ
- 小野は、矜持を胸に行動する

証券コード4528
2023年5月31日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町二丁目1番5号
〔本社事務所
大阪市中央区久太郎町一丁目8番2号〕
小野薬品工業株式会社
代表取締役社長 相 良 暁

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ono-pharma.com/ja/ir/stock/notification.html>



電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、下記のウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4528/teiji/>



なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月21日
(水曜日) 午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）
 2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号 帝国ホテル大阪3階 孔雀の間
 3. 目的事項
 1. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第75期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容
報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

インターネットによる議決権行使



3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。
行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時受付分まで

書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時到着分まで

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次の事項を記載していません。
 - ・ 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」
 - ・ 連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
 - ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- なお、監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知の記載内容と上記の事業報告の「業務の適正を確保するための体制」で構成されており、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の記載内容と上記の連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに上記の計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」で構成されております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

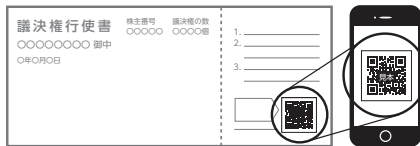
行使期限 2023年6月21日（水曜日）午後5時受付分まで
 （議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

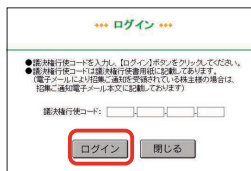
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけ、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本としております。

当期の期末配当金につきましては、以下のとおり1株につき37円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間にお支払いする配当金は、中間配当金33円と合わせて1株につき70円（前期に比べ14円増配）となります。

<期末配当に関する事項>

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 37円 配当総額 18,070,772,102円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月23日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）の任期が満了いたしますので、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」での審議を経て、取締役会で決定いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職	取締役会出席回数
1	再任 さがら 相良 ぎょう 暁	代表取締役 取締役社長	12回/12回 (100%)
2	再任 つじなか としひろ 辻中 聡 浩	取締役専務執行役員 経営戦略本部長	12回/12回 (100%)
3	再任 たきの 野 十 一	取締役専務執行役員 研究本部長	12回/12回 (100%)
4	再任 いでみつ きよあき 出光 清 昭	取締役常務執行役員 開発本部長	12回/12回 (100%)
5	再任 社外 独立 の野 村 まさお 雅 男	取締役 岩谷産業株式会社顧問 京阪神ビルディング株式会社社外取締役	12回/12回 (100%)
6	再任 社外 独立 おくの 野 明 子	取締役 甲南大学経営学部教授	12回/12回 (100%)
7	再任 社外 独立 ながえ しゅう さく 長 榮 周 作	取締役 パナソニックホールディングス株式会社特別顧問 株式会社日本経済新聞社社外監査役	12回/12回 (100%)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号 1

再任



さが ら ぎょう
相 良 暁

(1958年10月7日生)

所有する当社の株式の数
103,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2006年 4月 当社業務本部長兼経営統轄部長
2006年 6月 当社取締役
2007年 4月 当社経営統轄本部長
2007年11月 当社営業本部長
2007年12月 当社常務取締役
2008年 2月 当社取締役副社長
2008年 4月 当社経営統轄本部長
2008年 6月 当社代表取締役副社長
2008年 9月 当社代表取締役社長（現任）

候補者番号 2

再任



つじ なか とし ひろ
辻 中 聡 浩

(1964年12月18日生)

所有する当社の株式の数
21,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2004年 6月 当社甲信越支店長
2007年11月 当社営業業務部長
2012年10月 当社仙台支店長
2015年10月 当社オンコロジー企画推進部長
2016年 4月 当社オンコロジー統括部長
2016年 6月 当社執行役員
2018年10月 当社経営戦略本部長（現任）
2019年 6月 当社常務執行役員
2020年 6月 当社取締役常務執行役員
2021年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）

候補者番号 3

再任



たきの と いち
滝野 十一

(1968年1月14日生)

所有する当社の株式の数
22,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 当社入社
 2006年 4月 当社国際部長
 2008年 4月 当社事業開発部長
 2008年 5月 当社新薬提携部長
 2009年 7月 オノ・ファーマ・ユーエスエー インク副社長
 2011年 6月 当社執行役員
 2012年 4月 当社事業戦略本部長
 2018年10月 当社研究統括本部長
 2019年 4月 当社研究本部長（現任）
 2019年 6月 当社常務執行役員
 2020年 6月 当社取締役常務執行役員
 2021年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）

候補者番号 4

再任



いで みつ きよ あき
出光 清昭

(1964年3月12日生)

所有する当社の株式の数
10,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
 2000年12月 オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド社長
 2008年 1月 当社創薬事業部長
 2008年 5月 当社探索研究提携部長
 2010年 1月 当社新薬提携部長
 2012年 4月 当社研究提携統括部長
 2013年10月 当社NV戦略企画部長
 2017年 4月 当社メディカルアフケアズ統括部長
 2018年10月 当社執行役員
 2018年10月 当社開発本部長（現任）
 2020年 6月 当社常務執行役員
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員（現任）

候補者番号 5

再任 社外 独立



の むら まさ お
野 村 雅 男

(1949年8月2日生)

所有する当社の株式の数
5,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 3 月 岩谷産業株式会社入社
2007年 6 月 同社取締役執行役員
2009年 4 月 同社常務取締役執行役員
2010年 4 月 同社専務取締役執行役員
2012年 6 月 同社代表取締役社長執行役員
2017年 4 月 同社取締役相談役執行役員
2017年 6 月 同社相談役
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）
2019年 6 月 京阪神ビルディング株式会社社外取締役（現任）
2020年 6 月 新コスモス電機株式会社社外取締役
2022年 7 月 岩谷産業株式会社顧問（現任）

<重要な兼職の状況>

岩谷産業株式会社顧問
京阪神ビルディング株式会社社外取締役

候補者番号 6

再任 社外 独立



おく の あき こ
奥 野 明 子

(1970年11月17日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年 4 月 大阪経済法科大学経済学部助教授
2004年 4 月 帝塚山大学経営情報学部助教授
2007年 4 月 帝塚山大学経営情報学部准教授
2010年 4 月 帝塚山大学経営情報学部教授
2012年 4 月 甲南大学経営学部教授（現任）
2020年 6 月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

甲南大学経営学部教授

候補者番号 7

再任 社外 独立

なが え しゅう さく
長 榮 周 作

(1950年1月30日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 松下電工株式会社入社
 2004年12月 同社経営執行役
 2007年 6月 同社常務取締役
 2010年 6月 パナソニック電工株式会社代表取締役社長
 2011年 4月 パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）専務役員
 2012年 6月 同社代表取締役副社長
 2013年 6月 同社代表取締役会長
 2017年 6月 同社取締役会長
 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
 2021年 6月 パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）特別顧問（現任）
 2023年 3月 株式会社日本経済新聞社社外監査役（現任）

<重要な兼職の状況>

パナソニックホールディングス株式会社特別顧問
 株式会社日本経済新聞社社外監査役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- ① 野村雅男氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2018年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
- ② 奥野明子氏は、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識を有しております。2020年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、女性の労働や人事評価制度等の専門領域における知見に基づく助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、経営学の研究を通じて培った専門知識やこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
- ③ 長榮周作氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2021年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から、経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。

4. 野村雅男氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。奥野明子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。長榮周作氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする契約を締結しており、原案どおり各氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は2023年7月に更新する予定であります。
8. 野村雅男氏、奥野明子氏および長榮周作氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり各氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 谷坂裕信および監査役 田辺彰子の両氏の任期が満了いたしますので、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者は、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」での審議を経て、取締役会で決定しており、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

選任後の監査役会の構成（予定）

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および重要な兼職	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
—*	現任 にしむらかつよし 西村勝義	常勤監査役	11回/12回 (91.7%)	14回/15回 (93.3%)
1	再任 たにさかひろのぶ 谷坂裕信	常勤監査役	12回/12回 (100%)	15回/15回 (100%)
—*	現任 社外 独立 ひしやまやすお男 菱山泰男	監査役 田辺総合法律事務所パートナー弁護士 東京地方裁判所鑑定委員（借地非訟）	12回/12回 (100%)	15回/15回 (100%)
2	再任 社外 独立 たなべあきこ子 田辺彰子	監査役 田辺彰子公認会計士事務所代表 尾家産業株式会社社外取締役 御堂筋監査法人社員	12回/12回 (100%)	15回/15回 (100%)

再任 再任監査役候補者 **現任** 現任監査役 **社外** 社外監査役（候補者） **独立** 証券取引所届出独立役員

※ 当社の監査役任期は4年であり、西村勝義氏および菱山泰男氏は2020年6月開催の第72回定時株主総会において、それぞれ選任され、就任しております。

候補者番号 1

再任



たに さか ひろ のぶ
谷 坂 裕 信

(1961年4月30日生)

所有する当社の株式の数
1,800株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2007年8月 当社法務部長
2018年1月 当社業務監査部長
2021年6月 当社常勤監査役（現任）

候補者番号 2

再任 社外 独立



た なべ あき こ
田 辺 彰 子

(1970年6月15日生)

所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1993年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有
限責任監査法人）入所
1997年5月 公認会計士登録
2012年1月 田辺彰子公認会計士事務所開設（現任）
2015年6月 尾家産業株式会社社外取締役（現任）
2019年7月 御堂筋監査法人社員（現任）
2020年4月 当社社外仮監査役
2020年6月 当社社外監査役（現任）

<重要な兼職の状況>

田辺彰子公認会計士事務所代表
尾家産業株式会社社外取締役
御堂筋監査法人社員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田辺彰子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田辺彰子氏は、公認会計士としての経験から、財務および会計全般に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。2020年に当社社外監査役に就任以来、独立した立場から、上記の経験および専門的見地から経営上有用な助言・提言を適宜行い、社外監査役として期待される役割を十分に果たしております。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外監査役としての責務を適切に果たすことができると判断しておりますので、選任をお願いするものであります。
4. 田辺彰子氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年2ヶ月であります。
5. 当社は、田辺彰子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする契約を締結しており、原案どおり同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、各監査役との間で会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。原案どおり各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は2023年7月に更新する予定であります。
8. 田辺彰子氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり同氏が選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。

ご参考 第2号議案および第3号議案が承認された後の経営体制（予定）

地 位	氏 名	主なスキル・経験分野									
		企業経営	財務・会計	法務・ リスク管理	研究・開発	事業戦略・ マーケティング	人事・ 人財開発	ESG・ サステナビリティ	グローバル 経験	DX・IT	
代表取締役 取締役社長	相 良 暁	●	●			●		●			
取 締 役 専務執行役員	辻 中 聡 浩		●			●	●				
取 締 役 専務執行役員	滝 野 十 一				●	●			●		
取 締 役 常務執行役員	出 光 清 昭				●	●			●		
取 締 役	野 村 雅 男	●	●	●		●	●	●		●	
取 締 役	奥 野 明 子						●	●	●		
取 締 役	長 榮 周 作	●			●	●		●	●	●	
常勤監査役	西 村 勝 義			●		●		●			
常勤監査役	谷 坂 裕 信			●				●			
監 査 役	菱 山 泰 男			●				●			
監 査 役	田 辺 彰 子		●					●			

(注) 1. スキルの認定基準は以下のとおりです。

社内取締役：業務経験、管理職経験

社外取締役および監査役：監督・監査、助言を期待する分野

2. 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、取締役の地位はその後の取締役会でそれぞれ決定いたします。

ご参考 政策保有株式に関する事項

1. 政策保有に関する方針

真に患者さんのためになる革新的な新薬を創製するには、長期的な協力関係を維持することができるパートナー企業の存在が不可欠であると考えています。このため、当社は当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策的に必要と判断した株式については保有しています。

中長期的な視点から当社の企業価値の向上につながるか否かの判断については、年1回、取締役会において個別銘柄ごとに保有目的や保有に伴う便益、リスク等を検証し、当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案した上で判断し、政策保有株式全体の見直しにつなげています。なお、検討の結果、縮減を行うことになった株式については、対話により投資先企業の理解を得つつ、縮減を進めています。

2. 政策保有株式の保有状況

区 分		第71期末	第72期末	第73期末	第74期末	第75期末 (当期末)
保有 銘柄数	上場	72	66	55	53	47
	非上場	14	14	15	14	14
	合計	86	80	70	67	61
貸借対照表 計上額 (百万円)	上場	147,312	124,876	136,055	113,151	106,990
	非上場	803	803	907	805	805
	合計	148,116	125,680	136,962	113,956	107,795
連結純資産比率		26.3%	22.1%	21.4%	17.2%	14.4%

- (注) 1. 有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を含む）」を「政策保有株式」として、その保有状況の推移を記載しています。
2. 上場とは、非上場株式以外の株式を示しています。
3. 非上場とは、非上場株式を示しています。
4. みなし保有株式に該当する株式を保有していません。
5. 貸借対照表計上額は単位未満を、連結純資産比率は小数点第2位以下を、それぞれ四捨五入しています。

3. 政策保有株式の縮減目標

当社は、中長期的に連結純資産に占める政策保有株式の割合（貸借対照表計上額ベース）を10%未満にすることを目標に縮減を進めてまいります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬の額は、2013年6月26日開催の第65回定時株主総会において、年額1億円以内にご承認いただき、当該上限額の範囲内で、監査役の協議を経て支給してまいりました。

今般、当社が「グローバル スペシヤリティ ファーマ」を目指し、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進める中で、監査役の責務や期待される役割が増大していくこと、また優秀な人材を確保・維持できる報酬水準の設定を可能とするため、当社の監査役の報酬を年額1億5千万円以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の当社の監査役は4名であり、第3号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となります。

なお、監査役の報酬については、引き続き固定報酬である基本報酬のみといたします。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 業績の概況

区 分	第74期 (2022年3月期)	第75期(当期) (2023年3月期)	対前期増減額	対前期増減率
売上収益	361,361百万円	447,187百万円	85,826百万円	23.8%
営業利益	103,195百万円	141,963百万円	38,768百万円	37.6%
税引前当期利益	105,025百万円	143,532百万円	38,507百万円	36.7%
当期利益 (親会社の所有者帰属)	80,519百万円	112,723百万円	32,204百万円	40.0%

(売上収益)

売上収益は、前期比858億円(23.8%)増加の4,472億円となりました。

- ・抗悪性腫瘍剤「オプジーボ点滴静注」は、競合他社製品との競争が激化する一方、胃がん、食道がんなどでの使用が拡大したことにより、前期比299億円(26.6%)増加の1,423億円となりました。
- ・その他の主要新製品では、糖尿病、慢性心不全および慢性腎臓病治療剤「フォシーガ錠」は565億円(前期比54.3%増)、関節リウマチ治療剤「オレンシア皮下注」は248億円(同8.1%増)、2型糖尿病治療剤「グラクティブ錠」は225億円(同8.3%減)、多発性骨髄腫治療剤「カイトロリス点滴静注用」は87億円(同4.0%増)、抗悪性腫瘍剤「ベレキシブル錠」は85億円(同36.2%増)、血液透析下の二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「パーサビブ静注透析用」は84億円(同5.3%減)、パーキンソン病治療剤「オンジェンティス錠」は50億円(同72.9%増)となりました。
- ・長期収載品は、薬価改定の影響などにより、末梢循環障害改善剤「オパルモン錠」は44億円(前期比7.6%減)、気管支喘息・アレルギー性鼻炎治療剤「オノンカプセル」は25億円(同30.7%減)となりました。
- ・ロイヤルティ・その他は、前期比367億円(31.8%)増加の1,521億円となりました。

(営業利益)

営業利益は、前期比388億円(37.6%)増加の1,420億円となりました。

- ・売上原価は、製品商品の売上が増加したことなどにより、前期比166億円(17.7%)増加の1,101億円となりました。
- ・研究開発費は、研究に係る費用、創薬提携に係る費用、臨床試験に係る費用の増加などにより、前期比195億円(25.7%)増加の953億円となりました。
- ・販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)は、フォシーガ錠の売上拡大に伴うコ・プロモーション費用やIT・デジタル関連の情報基盤強化に伴う費用などが増加したことにより、前期比124億円(16.1%)増加の895億円となりました。

- ・その他の費用は、当期にダナファーマーがん研究所との特許関連訴訟の和解に伴う一時金や、2023年1月に設立された小野薬品がん・免疫・神経研究財団への拠出金の計上などにより111億円となりました。なお、前期にPD-1抗体関連特許に関する訴訟に係る費用などを計上しており、前期比16億円（12.9%）の減少となりました。

（当期利益（親会社の所有者帰属））

親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前当期利益の増加に伴い、前期比322億円（40.0%）増加の1,127億円となりました。

② 研究開発活動

当社グループは、「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」という企業理念のもと、これまで克服されていない病気や、いまだ患者さんの治療満足度が低く、医療ニーズの高い疾患領域に挑戦し、独創的かつ画期的な医薬品の創製に向けて努力を積み重ねています。

現在、開発パイプラインには、オプジーボに加えて、抗体医薬品を含む抗がん剤の新薬候補化合物をはじめ、自己免疫疾患や神経系疾患の治療薬候補などがあり、開発を進めています。なかでも、がん領域は医療ニーズが高いことから、重要な戦略分野と位置づけています。

創薬研究においては、医療ニーズの高いがんや免疫、神経、スペシャリティ領域を重点領域に定め、それぞれの領域でヒト疾患バイオロジーを掘り下げ、医療ニーズを満たし得る新薬の創製を目指して、創薬力の強化に努めています。そのために、当社が得意とするオープンイノベーションを積極的に推進することで、独創的な創薬シーズを見出し、インフォマティクスやヒト疾患モデル作製、新薬候補化合物作製など、様々な社内外の最新技術を利用して、医療インパクトのある画期的新薬の創製を目指します。

重点領域において、現在、臨床ステージには10品目の自社創製の新薬候補化合物があり、今後さらに創薬のスピードと成功確率を向上させるために、基礎と臨床の橋渡しを担うトランスレーショナル研究も強化しています。研究早期段階からヒトゲノム情報やヒトiPS細胞などの研究ツールとインフォマティクスを有機的に活用することで、標的分子の疾患との関連性を解析し、新薬候補化合物のヒトにおける有効性をより正確に予測・評価できる生理学的指標（バイオマーカー）を見出せるよう努めています。

開発のスピードと成功確率を向上させるために、蓄積した臨床試験データを用いて、有効性、安全性の予測精度を向上させる取り組みを行っています。また、新薬候補化合物の価値を最大化するために、研究段階から研究本部と連携して早期に開発戦略の立案に着手し、複数の疾患を対象に早期臨床試験を実施していきます。欧米の臨床開発の機能の充実を図ることで、今後は、日本、米国、欧州で柔軟に早期臨床試験を実施できる体制を構築していきます。

また、ライセンス活動による有望な新薬候補化合物の導入にも努め、研究開発活動の一層の強化に取り組んでいます。

当期における研究開発活動の主な成果は、以下のとおりです。

(開発品の主な進捗状況)

<がん領域>

「オプジーボ/ニボルマブ」

非小細胞肺癌

- ・昨年10月、「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、韓国で「切除可能な非小細胞肺癌の術前補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年2月、「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、台湾で「切除可能な非小細胞肺癌の術前補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年3月、「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、国内で「切除可能な非小細胞肺癌の術前補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。

腎細胞がん

- ・昨年5月、「オプジーボ」と武田薬品工業株式会社のキナーゼ阻害剤「カボメテイクス錠/カボザンチニブリンゴ酸塩」との併用療法について、台湾で「未治療の進行腎細胞がん」を効能・効果とした承認を取得しました。

胃がん

- ・昨年12月、「オプジーボ」について、国内、韓国、台湾および中国で「胃がんの術後補助療法」を対象としたフェーズⅢ試験を実施していましたが、主要評価項目である独立画像判定委員会（IRRC）の評価による無再発生存期間（RFS）において化学療法群に対して有意な延長が示されなかったため、開発を中止しました。

食道がん

- ・昨年5月、「オプジーボ」と「ヤーボイ」との併用療法および「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、国内で「根治切除不能な進行・再発の食道がん」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・昨年7月、「オプジーボ」と「ヤーボイ」との併用療法および「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、台湾で「進行または転移性食道扁平上皮がん」を効能・効果とした承認を取得しました。
- ・本年3月、「オプジーボ」と「ヤーボイ」との併用療法および「オプジーボ」と化学療法との併用療法について、韓国で「切除不能な進行または転移性食道扁平上皮がん」を効能・効果とした承認を取得しました。

尿路上皮がん/膀胱がん

- ・昨年4月、「オプジーボ」について、台湾で「根治切除後の再発リスクが高い筋層浸潤性尿路上皮がん患者の術後補助療法」を効能・効果とした承認を取得しました。

肝細胞がん

- ・本年2月、「オプジーボ」について、台湾で「ソラフェニブによる治療歴を有する肝細胞がん」に対する迅速承認を取得していましたが、承認後の検証的試験である「全身化学療法歴のない切除不能な肝細胞がん」を対象としたフェーズⅢ試験で延命効果が確認されなかったことを受けて、迅速承認を取り下げました。
- ・本年3月、「オプジーボ」と「ヤーボイ」との併用療法について、台湾で「ソラフェニブによる治療歴を有する肝細胞がん」を効能・効果とした承認を取得しました。

悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）

- ・ 本年2月、「オプジーボ」について、国内で「悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）」を効能・効果とした承認申請を行いました。

胆道がん

- ・ 昨年4月、「オプジーボ」について、国内で「胆道がん」を対象としたフェーズⅡ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

膀胱がん

- ・ 昨年7月、「オプジーボ」について、国内で「膀胱がん」を対象としたフェーズⅡ試験を実施していましたが、開発を中止しました。

ウイルス陽性・陰性固形がん

- ・ 昨年7月、「オプジーボ」と「ヤーボイ」との併用療法について、国内、韓国および台湾で「ウイルス陽性・陰性固形がん」を対象としたフェーズⅠ/Ⅱ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

なお、「オプジーボ」の日本・韓国・台湾以外の地域における開発・販売は、パートナー企業である米国ブリストル・マイヤーズ スクイブ社が行っています。

〔ONO-7018〕

- ・ 昨年8月、MALT1阻害薬「ONO-7018」について、米国で「非ホジキンリンパ腫、慢性リンパ性白血病」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

〔ONO-7911〕

- ・ 昨年4月、「オプジーボ」とPEG化IL-2「ONO-7911」との併用療法について、国内で「固形がん」を対象としたフェーズⅠ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

〔ONO-7475〕

- ・ 昨年9月、Axl/Mer阻害薬「ONO-7475」について、米国で「急性白血病」を対象としたフェーズⅠ/Ⅱ試験を実施していましたが、戦略上の理由により開発を中止しました。

<がん領域以外>

〔オノアクト点滴静注用/ランジオロール塩酸塩〕

- ・ 昨年8月、短時間作用型β1選択的遮断剤「オノアクト点滴静注用」について、国内で「小児の心機能低下例における頻脈性不整脈（上室頻拍、心房細動、心房粗動）」を効能・効果とした承認を取得しました。

〔ベレキシブル錠/チラブルチニブ塩酸塩/ONO-4059〕

- ・ 昨年4月、BTK阻害剤「ベレキシブル錠」について、国内で「天疱瘡」を対象としたフェーズⅢ試験を開始しました。
- ・ 本年2月、BTK阻害剤「ベレキシブル錠」について、国内で「全身性強皮症」を対象としたフェーズⅠ試験を実施していましたが、期待された有効性が確認できなかったため開発を中止しました。

〔ONO-2020〕

- ・昨年7月、エピジェネティクス制御薬「ONO-2020」について、米国で「神経変性疾患」を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

〔ONO-2909〕

- ・昨年10月、プロスタグランジン受容体（DP1）拮抗薬「ONO-2909」について、国内で「ナルコレプシー」を対象としたフェーズⅠ試験を実施していましたが、期待された有効性が確認できなかったため開発を中止しました。

〔ONO-7684〕

- ・本年1月、FXⅠa阻害薬「ONO-7684」について、国内で健康成人を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

〔ONO-1110〕

- ・昨年12月、内因性カンナビノイド制御薬「ONO-1110」について、国内で健康成人を対象としたフェーズⅠ試験を開始しました。

（創薬/研究提携活動の状況）

- ・昨年4月、仏国Domain Therapeutics社、カナダMontréal大学と、独自のGタンパク質共役受容体（以下、GPCR）創薬プラットフォームとGPCR創薬に対する医薬品化学および薬理学における専門知識を応用して、代謝性疾患領域において当社が選択したGPCRを標的とした新規低分子化合物の創製を目的とする創薬提携契約を締結しました。
- ・昨年6月、2018年9月に締結した米国Fate Therapeutics社とのiPS細胞由来のキメラ抗原受容体（CAR）-T細胞治療薬の創製を目的とする創薬提携について、iPS細胞由来のキメラ抗原受容体（CAR）-NK細胞治療薬の創製も含めた提携に拡大する契約を締結しました。
- ・昨年8月、株式会社ナレッジパレットと同社の大規模トランスクリプトーム解析技術を活用した、データ駆動型の新薬創出基盤の構築を目的とする共同研究を拡大する契約を締結しました。
- ・昨年11月、スイスMemo Therapeutics社とがん免疫領域における抗体医薬品を創製するための創薬提携契約を締結しました。
- ・昨年11月、2018年9月に締結した米国Fate Therapeutics社とのiPS細胞由来のキメラ抗原受容体（CAR）-T細胞治療薬の創製を目的とする創薬提携契約に基づき創製したiPS細胞由来のヒト上皮細胞増殖因子受容体2（HER2）CAR-T細胞療法の商品候補品である「ONO-8250/FT825」を開発・商業化するオプション権を行使しました。
- ・昨年11月、ポーランドCaptor Therapeutics社と神経変性疾患領域において新規標的に対する分解誘導低分子医薬品を創製するための創薬提携契約を締結しました。
- ・昨年12月、英国PrecisionLife社と中枢神経系疾患において複数の新規治療標的および患者層別化バイオマーカーの同定を目的とした共同研究開発契約を締結しました。
- ・本年1月、オーストラリアMonash大学と自己免疫疾患および炎症性疾患の新規治療薬を創製するために、Gタンパク質共役受容体（GPCR）を標的とした抗体を創製することを目的としたオプション権付研究提携契約を締結しました。

- ・本年1月、米国KSQ Therapeutics社と同社独自の創薬標的探索技術であるCRISPRomics[®]プラットフォーム技術を用いて特定した複数のDNA損傷応答に関わる早期創薬プログラム取得に関する契約を締結しました。
- ・本年2月、米国Cue Biopharma社と自己免疫・炎症性疾患領域において制御性T細胞(Treg)を誘導・増殖させるようデザインされた二重特異性融合タンパク質であるCUE-401に関するオプション契約および提携契約を締結しました。
- ・本年3月、ペプチドリーム株式会社と複数の創薬標的に対する特殊環状ペプチド医薬品の創製に関する創薬提携契約を締結しました。
- ・本年3月、株式会社MOLCUREのAI創薬プラットフォーム技術を活用した複数の標的に対する革新的な抗体医薬品を創製することを目的とした創薬提携契約を締結しました。
- ・本年3月、英国Macomics社と腫瘍免疫領域においてマクロファージの新規標的を対象とした抗体医薬品の創製に関する創薬提携契約を締結しました。

(ライセンス活動の状況)

- ・昨年12月、米国Equillum社と、同社が急性移植片対宿主病を対象に開発中の抗CD6抗体「itolizumab」について、独占的オプション権付アセット買収契約を締結しました。オプション権の行使後、当社は米国、カナダ、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて、適応症にかかわらずitolizumabを商業化できる権利を取得します。

(2) 設備投資の状況

当期におきましては、研究設備の増強・維持投資41億円、営業設備等の増強・維持投資22億円、生産設備の増強・維持投資14億円、合計77億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、社債および新株式の発行による資金調達は行っていません。

(4) 対処すべき課題

① 企業理念および基本方針

当社グループは、「病気と苦痛に対する人間の闘いのために」という企業理念のもと、いまだ満たされない医療ニーズに応えるため、真に患者さんのためになる革新的な新薬の創製を行う「グローバル スペシャルティ ファーマ」を目指して積極的な努力を続けています。また、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、財務と非財務の経営課題を統合的に捉えて価値創造につなげるサステナブル経営方針を定め、重点課題への取り組みを推進しています。

そして、すべての事業活動において、人の生命に関わる医薬品を取り扱う製薬企業としての責任を深く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観に基づき行動すべく、コンプライアンスの一層の強化に努めています。

② 経営課題

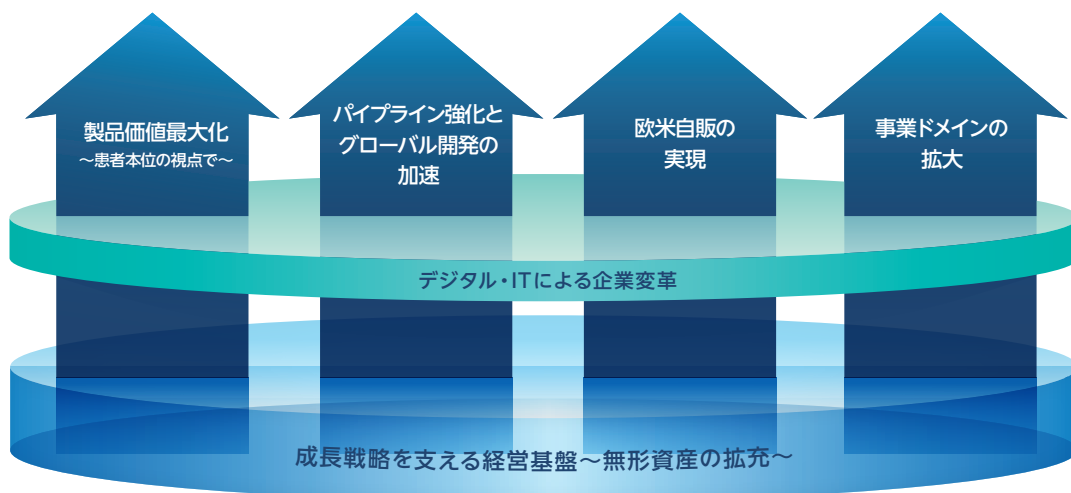
新薬開発型医薬品企業として永続的な発展を実現するため、次のとおり現状の課題を定め、対応に取り組んでいます。

(現状における課題と取り組み)

医薬品業界を取り巻く環境は目まぐるしいスピードで日々変化していますが、オープンイノベーションの活発化やデジタルを核とした異業種連携による新しい価値の創出、セルフメディケーションの重要性の高まりなど、新薬開発やヘルスケア領域において様々な成長機会は存在しています。当社では、あらゆる状況に柔軟かつ迅速に対応して世界で通用する企業となることを目指し、4つの成長戦略「製品価値最大化～患者本位の視点で～」 「パイプライン強化とグローバル開発の加速」 「欧米自販の実現」 「事業ドメインの拡大」 を定めて事業活動に取り組んでいます。さらに、これらの成長戦略を支える経営基盤であるデジタル・IT基盤、人的資本、企業ブランド等の無形資産の拡充に努めます。

“病気と苦痛に対する人間の闘いのために”

グローバルスペシャリティファーマを目指して



成長戦略：製品価値最大化～患者本位の視点で～

患者さんとその家族のウェルビーイング（心身的・社会的・生活満足度が満たされている状態）実現に、医療従事者とともに挑み、その結果として新薬が速やかに浸透している状態を目指して、スピーディーかつ効果的な開発、競争力のあるマーケティング、そして精緻な情報提供・収集に取り組めます。

マーケティング、情報提供・収集においては、医療課題に対して医療従事者とともに患者視点で取り組むスペシャリティ人財を育成するとともに、デジタルを活用して効果的かつ効率的な情報提供・収集を実践し、製品のポテンシャルを最大限引き出せるよう取り組んでいます。開発においては現在、重要戦略分野であるオンコロジー領域を中心に、100近くに及ぶ多くの臨床試験を行っています。

オンコロジー領域の主力製品のひとつであるオプジーボでは、パートナー企業である米国 Bristol-Myers Squibb 社とともに、適応がん腫の拡大・治療ラインの拡大・併用療法の開発を行い、製品価値の最大化を目指します。

プライマリー領域の主力製品のひとつであるフォシーガでは、パートナー企業である英国 アストラゼネカ社とともに、糖尿病だけでなく、適応拡大した慢性心不全や慢性腎臓病患者さんにも、早く、確実に届けることにより、健康寿命延伸に向けた課題の解決にも挑んでいきます。

成長戦略：パイプライン強化とグローバル開発の加速

世界には現在も治療法のない病に苦しむ人が大勢います。当社は、いまだ満たされない医療ニーズに応えることができる「グローバル スペシャルティ ファーマ」を目指しており、医療ニーズの高いがんや免疫疾患、中枢神経疾患、スペシャルティ領域を重点研究領域に定め、それぞれの領域で疾患ノウハウを蓄積し、医療現場に革新をもたらす新薬を創出していきます。世界をリードする大学や研究機関、バイオベンチャー企業との研究・創薬提携を強化・拡充し、ファーストインクラスが狙える独自性の高いパイプラインの充実を図ります。また、創薬テーマに応じた様々な創薬モダリティを活用し、独自性の高い自社創薬に挑み続けるとともに、ヒト試料を用いた非臨床データや臨床試験で得られたデータを積極的に用いた創薬標的の検証やトランスレーショナル研究の強化により、研究開発の確実性の向上に努めます。加えて、医療ニーズの高い分野での革新的な化合物の導入や新技術の獲得も、積極的に進めていきます。グローバル開発では、今後の欧米での自社販売活動を視野に入れ、体制を強化するとともに、米国でのブルトン型チロシンキナーゼ阻害剤であるONO-4059（日本製品名：ベレキシブル錠）をはじめとして複数のプロジェクトの開発を加速させていきます。

成長戦略：欧米自販の実現

新薬を世界中に提供できるよう、海外での自社販売を目指して取り組んでいます。すでに、韓国、台湾では、現地法人を設立して自社製品の販売を開始しています。欧米についても、ONO-4059（日本製品名：ベレキシブル錠）をはじめとした複数のプロジェクトの上市を見据え、自社販売体制の整備に努めています。オノ・ファーマ・ユーエスエーイंकにおいても、2021年4月のマサチューセッツ州ケンブリッジへのオフィス移転を機に、医薬品産業における経験が豊富である優秀な人財を獲得することで競争力のある組織体制づくりを進めています。また、欧州については、実施中の臨床試験の状況を鑑み、メディカルアフェアーズ、マーケティングや営業等の自社販売組織構築の検討を進めています。

成長戦略：事業ドメインの拡大

拡大するヘルスケア分野のニーズを捉え、新たな価値を提供し続けるため、事業ドメインの拡大に取り組んでいます。これまでの医療用医薬品の研究開発で当社が培ってきた資産を最大限に生かした商品やサービスの開発・製品化に取り組んでおり、2022年には、機能性表示食品 睡眠サプリメント「REMWELL（レムウェル）」を発売しました。脂質研究のパイオニアとしてリポドサプリ事業を通じて、今後さらに様々な健康課題の解決に取り組めます。また、デジタルを活用し、顧客の未解決課題と向き合い、新たな価値創出に挑戦するため、2022年に株式会社michitekuを設立しました。さらにこれらの活動と

並行して、小野デジタルヘルス投資合同会社を設立し、ヘルスケア分野でのベンチャー企業への投資活動を通じて新たな事業の創出/拡大を目指します。

成長戦略を支える経営基盤：無形資産の拡充

4つの成長戦略を支え、飛躍的な成長を果たすため、人的資本、企業ブランド、デジタル・IT基盤等の無形資産の拡充に取り組みます。人的資本の拡充では、多様性の向上に注力した上で、全社横断的な人財の育成とともに、各成長戦略を推進するための人財の育成を図ります。また、特に欧米進出で大きな課題となる企業認知度の向上については、「革新的な医薬品」「Pharma」「社会から必要とされる企業」といった企業ブランドの浸透に努め、企業価値の向上に努めます。さらに全社で、デジタル・ITによる企業変革に取り組み、グローバル化を見据えたシンプルに構造化されたIT基盤への刷新を図るとともに、創薬バリューチェーンの変革をはじめとしたデジタルトランスフォーメーションを推進します。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期 (2022年3月期)	第75期(当期) (2023年3月期)
売上収益	292,420百万円	309,284百万円	361,361百万円	447,187百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	59,704百万円	75,425百万円	80,519百万円	112,723百万円
基本的1株当たり当期利益	118.47円	151.11円	162.19円	230.85円
資産合計	673,444百万円	745,428百万円	739,203百万円	882,437百万円
資本合計	568,022百万円	639,743百万円	661,674百万円	747,812百万円

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第74期より、会計方針を一部変更しております。これに伴い、第73期の記載金額について遡及修正を行っております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
オノ・ファーマ・ユーエスエー インク	24,000 千米ドル	100.0 %	医薬品事業
オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド	50 千ポンド	100.0	医薬品事業
韓国小野薬品工業株式会社	3,000 百万ウォン	100.0	医薬品事業
台湾小野薬品工業股份有限公司	90 百万台湾元	100.0	医薬品事業

(注) 上記の重要な子会社4社を含め連結子会社は13社、持分法を適用した関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、医療用医薬品を主体とする各種医薬品の研究、開発、製造、仕入および販売を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 大阪市中央区久太郎町一丁目8番2号

〔登記簿上の
本店所在地 大阪市中央区道修町二丁目1番5号〕

営業拠点 北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、関東第一支店 (さいたま市)、
関東第二支店 (群馬県前橋市)、東京支店、横浜支店、東海支店 (名古屋市)、
京滋北陸支店 (京都市)、大阪支店、中国四国支店 (広島市)、
九州沖縄支店 (福岡市)

工場等 フジヤマ工場 (静岡県)、山口工場 (山口県)、城東製品開発センター (大阪市)
研究所 水無瀬研究所 (大阪府)、筑波研究所 (茨城県)

② 子会社

海外 オノ・ファーマ・ユーエスエー インク (米国マサチューセッツ州)

オノ・ファーマ・ユーケー・リミテッド (英国ロンドン)

韓国小野薬品工業株式会社 (韓国ソウル)

台湾小野薬品工業股份有限公司 (台湾台北)

国内 東洋製薬化成株式会社 (本社：大阪市)

株式会社ビーブランド・メディコーデンタル (本社：大阪市)

(注) 東洋製薬化成株式会社は、支配力基準を適用した子会社であります。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,761 名	+74 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,381 名	+27 名

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 517,425,200株 (自己株式 29,025,954株を含む)
 (注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数が、前期末と比べ10,916,200株減少しております。
 (3) 株主数 61,926名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,932	13.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	23,407	4.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	22,876	4.68
明治安田生命保険相互会社	18,594	3.80
公益財団法人小野奨学会	16,428	3.36
株式会社鶴鳴荘	16,153	3.30
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	8,924	1.82
株式会社三菱UFJ銀行	8,640	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,779	1.59
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,658	1.36

- (注) 1. 当社は、自己株式 29,025,954株を保有しておりますが、上記の表からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式(29,025,954株)を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は以下のとおりです。

区 分	株式の種類および数	交付を受けた人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 90,000株	5名

- (注) 1. 上記株式は譲渡制限付株式報酬として交付されたもので、株式報酬型ストックオプション制度からの移行措置として交付された譲渡制限付株式75,000株と勤務継続型譲渡制限付株式報酬として交付された譲渡制限付株式15,000株の合計です。
 2. 社外取締役および監査役は株式報酬制度の対象ではありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月28日付で、2021年11月26日の取締役会決議に基づき、同年11月29日から2022年2月25日にかけて取得した自己株式10,916,200株(総額29,999,828,500円)のすべてを消却しました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	相 良 暁	
取締役執行役員 専務執行役員	辻 中 聡 浩	経営戦略本部長
取締役執行役員 専務執行役員	滝 野 十 一	研究本部長
取締役執行役員 専務執行役員	小 野 功 雄	経営調査室長
取締役執行役員 専務執行役員	出 光 清 昭	開発本部長
取締役	野 村 雅 男	岩谷産業株式会社顧問 京阪神ビルディング株式会社社外取締役
取締役	奥 野 明 子	甲南大学経営学部教授
取締役	長 榮 周 作	パナソニックホールディングス株式会社特別顧問 株式会社日本経済新聞社社外監査役
監査役(常勤)	西 村 勝 義	
監査役(常勤)	谷 坂 裕 信	
監査役	菱 山 泰 男	田辺総合法律事務所パートナー弁護士 東京地方裁判所鑑定委員(借地非訟)
監査役	田 辺 彰 子	田辺彰子公認会計士事務所代表 尾家産業株式会社社外取締役 御堂筋監査法人社員

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. 取締役 野村雅男氏、取締役 奥野明子氏および取締役 長榮周作氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 菱山泰男氏および監査役 田辺彰子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 田辺彰子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低限度額とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役および各監査役との間で会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内にて当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループの取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等の損害は補償対象外となっております。なお、当該保険契約の保険料は、その全額を当社の負担としております。

(5) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 方針決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。本方針の見直しを行う場合は、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員報酬案検討会議」における審議を経て、取締役会に諮り決定することとしております。

監査役の報酬等は、当社の職務の内容等に照らして適切な水準となるよう、監査役の協議によって決定しております。

b. 方針の内容の概要

<基本方針>

- ・当社取締役が、研究開発型医薬品企業として持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。
- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」により構成し、社外取締役および監査役については、客観的かつ独立した立場から経営を監督・監査するという役割を考慮し、固定報酬である「基本報酬」のみとする。

<報酬水準>

- ・取締役および監査役の報酬等は、優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準であることを前提に、事業規模、職責、経営戦略等を勘案し、外部専門機関の経営者報酬データベースも参考にして適切な水準となるように設定する。

<基本報酬>

- ・基本報酬は月次の固定報酬とする。

<業績連動報酬等および非金銭報酬等>

- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を反映させることを基

本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として、毎事業年度終了後に一括して支給する。なお、業績指標は、基本方針を踏まえて、その内容を決定する。

- ・非金銭報酬等は、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、退任後に一括して譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を交付する。
- ・譲渡制限付株式報酬は、意思決定に対する責任の大きさに応じて交付株式数を算定する「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と、中長期的な経営戦略・経営課題と紐づけて事業年度単位で設定する業績目標（ESG目標を含む）の達成度と事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を踏まえて交付株式数を算定する「業績連動型譲渡制限付株式報酬」により構成する。
- ・勤務継続型譲渡制限付株式報酬は定時株主総会終了後に交付し、業績連動型譲渡制限付株式報酬は業績評価期間（1事業年度）終了後の業績評価結果に基づき、定時株主総会終了後に交付する。
- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬の交付対象者が任期満了により取締役を退任する場合など、譲渡制限付株式を交付することが適当でないときは、株式の交付に代えて金銭で支給（精算）する。

<報酬構成の割合>

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。
- ・業績連動報酬等（目標達成時）および非金銭報酬等は、その目的に鑑み、代表取締役・CEOは、他の業務執行取締役より報酬全体に占める比率を高める構成とする。

<個人別の報酬等の決定方法>

- ・取締役の個人別の報酬額等については、株主総会で承認を得た範囲内で、「役員報酬案検討会議」における審議を経て、取締役会に諮り決定する。
- ・監査役の報酬等については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

<その他重要な事項（マルス条項・クローバック条項）>

- ・中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬について、制度運用の適正性を確保するために必要と判断した場合は、重大な不正等により、不当な株式報酬を受けた取締役に対し、公正かつ慎重な手続を経た上で株式報酬の全部または一部の没収（マルス）や譲渡制限解除後の返還（クローバック）を求めることができるようにする。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役が過半数を占める役員報酬案検討会議において、代表取締役が作成する取締役の個人別の報酬等の原案の妥当性や報酬決定方針との整合性について審議した上で、取締役会で支給を決議することとしております。取締役会では、役員報酬案検討会議での審議の内容等を相当であると認めていることから、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)						対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬型 ストックオプション	譲渡制限付株式報酬			
					勤務継続型	業績連動型	移行措置	
取締役 (社外取締役を除く)	538	216	134	10	36	46	96	5
社外取締役	58	58	—	—	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	61	61	—	—	—	—	—	2
社外監査役	29	29	—	—	—	—	—	2
合計	685	364	134	10	36	46	96	12

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第74回定時株主総会において、年額7億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と決議いただいております（当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名（うち社外取締役3名））。
2. 2022年6月23日開催の第74回定時株主総会において、上記1.とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対して勤務継続型譲渡制限付株式および業績連動型譲渡制限付株式を報酬等として付与するための報酬等の限度額として、勤務継続型譲渡制限付株式については年額1億円以内（年間6万株以内）、業績連動型譲渡制限付株式については年額3億円以内（年間18万株以内）と決議いただいております（当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名）。
3. 2022年6月23日開催の第74回定時株主総会において、上記2.の決議がされたことに伴い、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会において決議された、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止いたしました。また、割当済の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものを全部放棄することに代えて譲渡制限付株式（75,000株）を割り当てるための報酬等の額として、上記1.および2.とは別枠で、第75期（2022年度）に限り年額4億円以内とすることが決議されました（対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は5名）。当該移行措置に伴い交付された譲渡制限付株式（移行措置）の額は、当該譲渡制限付株式報酬として当期に費用計上した額から放棄された新株予約権に相当する額を差し引いた額を記載しております。なお、当該譲渡制限付株式の交付状況は、「2.株式に関する事項」に記載のとおりです。
4. 当期において株式報酬型ストックオプションの新たな付与は行っておりませんが、過年度の付与分のうち当期に費用計上した額を、上記の株式報酬型ストックオプションに記載しております。
5. 上記の賞与の額は、当期に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
6. 上記の勤務継続型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬の額は、それぞれの譲渡制限付株式報酬として当期に費用計上した額を記載しております。なお、当該譲渡制限付株式の交付状況は、「2.株式に関する事項」に記載のとおりです。
7. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人分給与は含んでおりません。

8. 取締役（社外取締役を除く）に対する賞与および業績連動型譲渡制限付株式報酬が業績連動報酬等に該当し、勤務継続型譲渡制限付株式報酬、業績連動型譲渡制限付株式報酬および上記3.の移行措置に伴い交付された譲渡制限付株式報酬が、非金銭報酬等に該当いたします。
9. 監査役報酬限度額は、2013年6月26日開催の第65回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております（当該定時株主総会終結時点の対象監査役の員数は4名）。

③ 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

a. 賞与

短期インセンティブとなる賞与は、取締役（社外取締役を除く）の業績目標に対する意識を高めるため、事業年度ごとの業績指標への達成度を反映させることを基本にしております。また、当社の持続的な成長に向けた年度単位の活動実績を評価するため、中期的な経営課題をもとに年度単位で個人別に設定する定性的な評価指標も用いております。

賞与の額は、役職ごとに設定した基準額に対して、会社業績の達成度評価を反映させた上で、個人業績の評価結果を加味して算定しています。主要な評価指標に係る目標および実績は下表のとおりです。

評価項目		目標	実績
会社業績 ^{*1}	連結売上収益	4,250億円	4,472億円
	連結営業利益	1,450億円	1,420億円
	連結当期利益（親会社の所有者帰属）	1,100億円	1,127億円
個人業績	個人別の業績目標	個人別設定	個人別評価 ^{*2}

※1 会社業績の指標は、期初に掲げた連結業績予想を目標数値としております。

実績は、期初目標設定時に想定していなかった特殊要因の有無や業績評価への考慮の可否等を踏まえて、役員報酬案検討会議において評価しております。

※2 個人業績の評価は、社長以外の取締役の評価は社長が行い、役員報酬案検討会議において評価の妥当性を検証することとしております。また、社長の評価は役員報酬案検討会議において、社外取締役のみで行うこととしております。

b. 譲渡制限付株式報酬

中長期インセンティブとなる譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）に中長期的な企業価値向上への動機づけを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としており、原則として、取締役退任後に一括して譲渡制限を解除する2種類の譲渡制限付株式を交付しております。

勤務継続型譲渡制限付株式報酬

勤務継続型譲渡制限付株式報酬は、意思決定に対する責任の大きさに応じて交付する株式数を決定いたします。

業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動型譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）の中長期的な企業価値向上を目指した取り組みを一層促すとともに、業績目標やESG評価等に対する意識を高める

ことを目的としており、中期的な経営戦略・経営課題と紐づけて事業年度単位で設定する業績目標(ESG目標を含む)や事業年度ごとの業績目標を評価指標として用いております。

交付する株式数は、基準となる株式数(役員・職責等に応じて設定)に対して、業績評価期間(1事業年度)終了後の業績評価に応じて0~200%の範囲で決定いたします。主要な評価指標に係る目標および実績は下表のとおりです。

評価項目		目標	実績	構成割合	
財務目標 ^{※1}	連結売上収益	4,250億円	4,472億円	10%	
	連結営業利益	1,450億円	1,420億円		
戦略目標	中期的な企業価値向上に向けた取り組み	製品価値最大化	個人別設定	個人別評価 ^{※2}	70%
		パイプライン強化とグローバル開発の加速			
		欧米自販の実現			
		事業ドメインの拡大			
		成長戦略を支える経営基盤(無形資産の拡充)			
	デジタル・ITによる企業変革				
中期的な成長・価値創出	連結売上収益の傾向	増収基調	増収	10%	
	連結営業利益(研究開発費控除前)の傾向	増益基調	増益		
	連結研究開発費(減損の影響を除く)の傾向	増加	増加		
	連結ROEの推移・傾向	中期的に水準を評価	当期16.1% 5年平均12.3%		
非財務目標	マテリアリティへの取り組み	特定した課題への取り組み状況	当社で定める目標を達成	10%	
	ESG指数への採用状況	特定した指標での採用状況等	当社で定める目標を達成		

※1 財務目標の指標は、期初に掲げた連結業績予想を目標数値としております。実績は、期初目標設定時に想定していなかった特殊要因の有無や業績評価への考慮の可否等を踏まえて、役員報酬案検討会議において評価しております。

※2 中期的な企業価値向上に向けた取り組みに対する個人別評価は、社長以外の取締役の評価は社長が行い、役員報酬案検討会議において評価の妥当性を検証することとしております。また、社長の評価は役員報酬案検討会議において、社外取締役のみで行うこととしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
記載すべき関係はありません。

② 当期における主な活動状況等

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野 村 雅 男	当期中に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の議長として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
	奥 野 明 子	当期中に開催された取締役会12回すべてに出席し、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識や女性の労働や人事評価制度等の専門領域における知見に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の一員として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
	長 榮 周 作	当期中に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営上有用な助言・提言を適宜行うなど、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上に貢献しております。また、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の一員として、独立した立場から取締役等の指名・報酬の決定に関与するなど、経営に対する適切な監督を行っております。
区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	菱 山 泰 男	当期中に開催された取締役会12回および監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、経営上有用な助言・提言を適宜行っております。
	田 辺 彰 子	当期中に開催された取締役会12回および監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、経営上有用な助言・提言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

88百万円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

101百万円

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人に支払うべき報酬等の総額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財団の設立に関する助言業務、研究開発のプロジェクト管理に関する助言業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にある場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役会がその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断すれば、「会計監査人の解任または不再任」を監査役全員の同意にて行うか、監査役会が株主総会の付議議案とすることを決定し、それを提出いたします。

(注) 本事業報告において、記載金額は単位未満を四捨五入し、株式数は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	(ご参考) 前期金額	科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
流 動 資 産	345,101	281,266	流 動 負 債	122,929	65,926
現金及び現金同等物	96,135	69,112	仕入債務及びその他の債務	66,794	49,689
売上債権及びその他の債権	114,396	99,788	リ ー ス 負 債	2,490	2,301
有 価 証 券	20	60	その他の金融負債	661	716
その他の金融資産	68,134	47,797	未払法人所得税	34,575	1,526
棚 卸 資 産	44,814	41,817	その他の流動負債	18,409	11,694
その他の流動資産	21,602	22,692			
非 流 動 資 産	537,336	457,937	非 流 動 負 債	11,695	11,603
有形固定資産	108,420	112,131	リ ー ス 負 債	6,678	6,501
無 形 資 産	69,134	64,734	その他の金融負債	0	0
投資有価証券	123,308	125,046	退職給付に係る負債	3,350	3,322
持分法で会計処理されている投資	115	108	繰 延 税 金 負 債	983	1,009
その他の金融資産	197,441	127,302	その他の非流動負債	684	771
繰 延 税 金 資 産	35,604	25,074	負 債 合 計	134,625	77,529
退職給付に係る資産	—	377	資 本 の 部		
その他の非流動資産	3,314	3,165	親会社の所有者に帰属する持分	741,869	655,906
			資 本 金	17,358	17,358
			資 本 剰 余 金	17,080	17,241
			自 己 株 式	△54,161	△74,683
			その他の資本の構成要素	51,701	51,236
			利 益 剰 余 金	709,890	644,754
			非 支 配 持 分	5,944	5,768
			資 本 合 計	747,812	661,674
資 産 合 計	882,437	739,203	負債及び資本合計	882,437	739,203

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

連結損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	447,187	361,361
売上原価	△110,062	△93,511
売上総利益	337,124	267,850
販売費及び一般管理費	△89,486	△77,057
研究開発費	△95,344	△75,879
その他の収益	734	980
その他の費用	△11,065	△12,698
営業利益	141,963	103,195
金融収益	2,478	2,710
金融費用	△913	△874
持分法による投資損益	4	△6
税引前当期利益	143,532	105,025
法人所得税	△30,619	△24,340
当期利益	112,913	80,684
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	112,723	80,519
非支配持分	190	166
当期利益	112,913	80,684

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部			負債の部		
科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
流動資産	325,033	264,681	流動負債	112,471	56,494
現金及び預金	147,046	102,637	買掛金	7,531	8,497
売掛金	108,885	93,824	未払金	55,192	37,233
商品及び製品	20,983	19,039	未払費用	1,264	1,122
仕掛品	3,591	5,329	未払法人税等	34,127	1,109
原材料及び貯蔵品	18,706	16,254	未払消費税等	6,194	693
前払費用	10,282	10,784	預り金	312	287
未収入金	5,507	5,326	賞与引当金	5,910	5,760
その他	10,032	11,489	役員賞与引当金	134	130
固定資産	479,575	397,204	株式報酬引当金	87	-
有形固定資産	85,387	89,044	販売促進引当金	1,272	1,154
建物	44,959	47,154	その他	448	508
構築物	984	1,075	固定負債	6,504	6,198
機械及び装置	5,604	6,521	長期未払金	44	44
車両運搬具	13	9	再評価に係る繰延税金負債	2,166	2,166
工具、器具及び備品	753	1,039	退職給付引当金	3,366	2,945
土地	32,031	31,678	その他	926	1,042
建設仮勘定	1,043	1,568	負債合計	118,974	62,692
無形固定資産	14,181	9,103	純資産の部		
営業権	12,346	8,128	株主資本	633,451	546,273
施設利用権	359	365	資本金	17,358	17,358
電話加入権	19	19	資本剰余金	17,002	17,026
ソフトウェア	1,156	-	資本準備金	17,002	17,002
ソフトウェア仮勘定	301	591	その他資本剰余金	-	24
投資その他の資産	380,006	299,057	利益剰余金	653,207	586,523
投資有価証券	117,167	121,271	利益準備金	4,340	4,340
関係会社株式	3,435	3,415	その他利益剰余金	648,867	582,184
その他の関係会社有価証券	4,361	1,697	固定資産圧縮積立金	164	164
長期性預金	190,000	120,000	別途積立金	374,500	374,500
関係会社長期貸付金	2,613	810	繰越利益剰余金	274,204	207,520
従業員に対する長期貸付金	0	1	自己株式	△54,116	△74,635
長期前払費用	675	396	評価・換算差額等	52,183	52,782
敷金	606	641	その他有価証券評価差額金	55,486	56,598
保険積立金	7,226	7,087	土地再評価差額金	△3,304	△3,815
前払年金費用	1,478	136	新株予約権	-	137
繰延税金資産	51,024	42,067	純資産合計	685,634	599,192
その他	1,422	1,536	負債・純資産合計	804,608	661,885
資産合計	804,608	661,885			

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	441,242	357,023
売上原価	102,363	87,630
売上総利益	338,880	269,393
販売費及び一般管理費	186,876	149,494
営業外収益	152,004	119,899
受取利息	68	27
受取配当金	2,334	2,315
その他	857	976
営業外費用	4,507	2,160
支払利息	32	36
寄付金	2,793	910
減損損失	450	386
訴訟費用	308	48
為替差損	677	398
その他	248	382
経常利益	150,755	121,057
特別利益	4,769	14,526
投資有価証券売却益	4,769	14,526
特別損失	7,344	11,166
訴訟費用	7,344	7,479
契約一時金支払	-	3,687
税引前当期純利益	148,181	124,417
法人税、住民税及び事業税	39,820	13,069
法人税等調整額	△8,829	16,754
当期純利益	117,190	94,594

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. (ご参考) 前期金額は、監査対象外です。

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

小野薬品工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 目 細 実
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 見 勝 文
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小野薬品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、小野薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

小野薬品工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トー マ ツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 見 勝 文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 上 育 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小野薬品工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画、職務分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

小野薬品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 西村勝義 ㊟

常勤監査役 谷坂裕信 ㊟

社外監査役 菱山泰男 ㊟

社外監査役 田辺彰子 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

帝国ホテル大阪 3階 孔雀の間
大阪市北区天満橋一丁目8番50号



JR大阪環状線 桜ノ宮駅
西出口より徒歩約5分

当日は駐車場のご用意はしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。